

令和8年4月22日

保護者 各位

玉東町長 前田移津行

保育園における副食費の取扱いおよび補助制度について（お知らせ）

日頃より、本町の保育行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、保育園の副食費（給食のおかず代等）につきまして、本町では子育て世帯の経済的負担軽減のため、国制度の免除対象外の方へ、独自の補助制度を設けております。今後の手続きについて、下記のとおりお知らせいたします。

※なお、3歳以上児の保護者様へ4月1日付で通知しております「副食費免除通知書」は国制度の免除対象の有無を記載したものです。

記

1. 制度の概要

国の免除基準に該当しない世帯につきましても、町が費用を補助することで、保護者様の副食費負担を軽減しております。

※令和8年度補助上限額：月額5,100円

2. 支払方法および手続きについて

対象のお子様の年齢区分により、対応が異なります。

・【3歳以上児】

支払方法：町から保育園へ直接支払います。保護者様から園へのお支払いは発生しません。

・【3歳未満児】

支払方法：一旦保育料に含まれる形で納付いただいた後、町から保護者様の口座へ補助金として返還いたします。

○申請手続き：以下の時期に「申請書」をご自宅へ送付いたします。必要事項を記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

・前期分（4月～8月分）：8月頃送付予定

・後期分（9月～3月分）：翌年2月頃送付予定

3. 留意事項

- ・本制度の対象となる方へは、時期がまいりましたら詳細な案内を送付いたします。
- ・3歳未満児において、保育料が発生しない世帯につきましては、本事業（副食費補助）の対象外となります。
- ・手続きの詳細や制度内容に変更が生じる場合は、改めてお知らせいたします。

【お問い合わせ】 玉東町役場 保健こども課
保育園係 TEL：0968-85-3135